

～生徒の心得～

(一) 進んで学習に励もう

1. 予鈴、始業のベルが鳴ったらすぐに教室に入って、静かにして待とう。
2. 学習の始めと終りには、起立して正しい礼を心がけよう。
3. 入室が遅れたとき、または学習中座席を離れるときは、先生にその理由を伝え、許可を得てから行動しよう。教科書その他学習材料を忘れた場合は、その授業前に教科の先生に申し出よう。
4. 自習時間は自習監督の先生の指示に従い、静かに学習し他の教室に迷惑にならないよう注意しよう。
5. 互いに協力し、自分も他人も共に伸びるように努めよう。
6. 学習に関係ないものは学校へ持ってこないようにしよう。
7. テストについて
 - (1) テストの時間割は原則として1週間前に発表されるため計画を立てて学習しよう。
 - (2) テスト中の座席は出席順に着席しよう。
 - (3) 持ち物は教室の定められたところに置き、机上には一切置かないようにしよう。
 - (4) 期間中はお互いの話はもちろん不正行為の絶対ないようにしよう。
 - (5) 答案を早く書き終っても静かにして時間が終わるのを待とう。

(二) 生活に規律をもとう

学校生活を明るくするためには、まずお互いが集団生活をする上で規律を守り人に迷惑をかけないようにし、秩序ある行動をとることが大切である。常に明正中学校・学級の一員であることを自覚しみんなが手をつないで、集団の中で自分を生かし、集団を高めるように努めよう。

1. 登校時刻にはおくれないように、遅刻したときは必ず担任の先生にとどけよう。
2. 下校時刻は定められた時刻を守り、特別部活動等により遅くなる場合は事前に保護者に伝えておこう。
3. 校内・校外どちらの場合でも知人、先生、生徒間の人としてのルール・、マナーを守るようにしよう。
4. 服装は常に定められた服装で、名札、を正しくつけよう。
5. 制服やくつは正しく着用しよう。
6. 登下校は決められた通学路を守り、通学の途中で飲食したりより道をしないこと。自転車の二人乗りはしない
7. 持ち物には、必ず名前を明記しよう。
8. 相手にふさわしい言葉づかいで話そう。
9. 公共物は大切にし、傷つけたり破損したりしてはならない。みんなで責任をもって管理しよう。
10. 外出のときは、中学生らしい服装で、行く先を保護者に伝えて行こう。
11. 映画などの観賞は保護者の許可を必要とする。
12. 夜間外出はさけよう。
13. 外泊はしない。

(三) 学校の美化に努めよう

文化は美しい環境に生まれる。私たちは落着いて学習することができるためにも、情操を養うためにも常に校舎内外を学習するのにふさわしいものにするよう努めよう。

1. その日の日直・係は登校したら教室の美化に努めよう。
2. 紙くず、ごみ等はごみ箱以外に捨てないよう、また落ちていたら見つけしだい拾おう。
3. 清掃用具は係から各教室に割当てられたものを使用する。掃除道具は大切に使用し定められた場所に保管する。
4. 用具紛失破損等の場合は、担任の先生に届け出て係の先生から交換してもらうが、場合によっては弁償してもらうことがある。
5. 掃除が終了したときは、担当の先生のチェックをうける。

(四) 申請について

1. 自転車通学は登録した生徒でなければならない。その他の生徒は「自転車通学願」を出して許可を受けた生徒に限る。
2. 電車・バス通学をする生徒は「身分証明書」の交付を受けなければならない。
3. 証明書が必要な場合は、担任の先生に申し出ること。
4. 住所の変更や転校する場合は、それがわかった時点で、保護者から担任の先生に連絡し、必要な手続きをする。
5. 生徒旅客運賃割引証（片道 100km 以上）が必要なときは「学割申込書」用紙を事務室でもらい必要事項を記入して事務の先生に申し込む。

忌引き日数

父母	7 日	兄弟姉妹	3 日
祖父母	3 日	伯叔父母	1 日

(五) その他

1. 負傷したり病気になったりしたときは、養護の先生（見当たらないときは他の先生）に申し出て手当を受ける。勝手に薬品を使用してはいけない。
2. 物を紛失した際は、先生に伝える。落とし物を拾った場合は先生を通じて届けること。
3. 公共の器物を破損した場合は、先生に届け出て弁償すべきものは弁償する。
4. 学校の備品を借りる場合は担任または係の先生を通じて借り、大切に扱い、使い終わったときも先生に連絡する。
5. 緊急避難（火災・地震・暴風、大雨）
 - ① 緊急事態発生時の避難は先生の指示に従い安全敏速に行動する。
 - ② 暴風警報発令のとき「台風・地震警戒時等における生徒の登下校について」を参照
 - ③ 登校時刻に激しい雨や雷のときは、それがおさまってから登校する。その時は遅刻にならない。
6. 欠席・遅刻・早退の場合には、学校に電話連絡を入れるか学校配信システムを利用し連絡をすること。急な場合は、保護者が 8:15 までに連絡すること。
7. 生徒会活動等で欠課する場合は必ず顧問の先生に届け出て許可を得た後行動すること。
8. 休日は教室及び運動場を使用しないこと。但し特別に許可されたときは除く。
9. 放課後学校に残るときは、担任の先生または顧問の先生の許可を得て、先生の指示をうけること。